

添付法令資料 3 :

国外における物資／サービス調達手続に関する2023年2月21日付

インドネシア共和国外務大臣規則No. 3 (目次)

同月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 国外における物資／サービス調達実施者 (第 3 条ないし第 10 条)
- 第 3 章 人的資源の制限 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 4 章 セルフマネジメント及びサプライヤーを通じた物資／サービスの調達 (第 13 条ないし第 21 条)
- 第 5 章 契約の形態 (第 22 条)
- 第 6 章 契約紛争解決 (第 23 条)
- 第 7 章 業務結果の引受け (第 24 条)
- 第 8 章 建設工事の調達 (第 25 条及び第 26 条)
- 第 9 章 緊急事態の処理における特別調達 (第 27 条)
- 第 10 章 現地国の規定及び商習慣 (第 28 条)
- 第 11 章 謝礼金 (第 29 条)
- 第 12 章 雑則 (第 30 条)
- 第 13 章 経過規定 (第 31 条)
- 第 14 章 終則 (第 32 条及び第 33 条)